

平成24年5月25日

各位

会社名 日本コークス工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 西 尾 仁 見
(コード番号3315 東証第1部)
問合せ先 人事・総務部長 鍛冶屋 和 博
(TEL 03-5560-1311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月28日開催の第9回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成23年6月29日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、本年3月22日に、当社C種優先株式の発行済株式総数14百万株全株を自己株式として取得し、翌日、会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。

この結果、当社の優先株式処理が完了いたしましたので、現行定款に定める優先株式の規定(第6条(発行可能株式総数)、第8条(単元株式数)の一部および第13条(C種優先株式)、第20条(種類株主総会)の全部)を削除するものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおり

3. 変更の日程

取締役会決議	平成24年5月25日(金)
定時株主総会開催日	平成24年6月28日(木)
定款変更の効力発生日	平成24年6月28日(木)

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,120,000,000株</u>とし、このうち、<u>1,080,000,000株は普通株式、40,000,000株はC種優先株式とする。</u> (単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、<u>500株とする。</u> 2. <u>C種優先株式の単元株式数は、前項の普通株式の単元株式数と同一とする。</u> 第3章 優先株式 (C種優先株式) 第13条 当社の発行するC種優先株式の内容は、次のとおりとする。 1～7 (条文省略) 第4章 株主総会 第14条～第19条 (条文省略) (種類株主総会) 第20条 第16条(招集権者及び議長)、第18条(決議の方法)、第19条(議決権の代理行使)の各規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. 第15条(定時株主総会の基準日)の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 3. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第5章 取締役及び取締役会 第21条～第28条 (条文省略) 第6章 監査役及び監査役会 第29条～第35条 (条文省略) 第7章 会計監査人 第36条～第37条 (条文省略) 第8章 計算 第38条～第41条 (条文省略)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,080,000,000株</u>とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>500株</u>とする。 (削除) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり) (削除) 第4章 取締役及び取締役会 第19条～第26条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 第27条～第33条 (現行どおり) 第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり) 第7章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)

以 上